

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年8月14日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人対人援助・スピリチュアルケア研究会

### (2) 代表者の氏名

村田 久行

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区松ヶ崎河原田町6番地1 インペリアル松ヶ崎602号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,医療,福祉,教育の分野の対人援助専門職に対して,対人援助・スピリチュアルケア(宗教に依らない心のケア)に関する調査研究および教育普及活動,対人援助・スピリチュアルケアに関する助言又は支援・協力に関する事業を行い,対人援助専門職の技術水準の向上,次世代人材の育成を推進し,もって保健,医療又は福祉の増進,社会教育,人権の擁護又は平和の推進,子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年8月5日

(文化市民局地域自治推進室)